

西東京市子育て・子育てワイワイプラン（後期計画）素案 パブリックコメントの意見及び回答案について（報告）

第6回子ども子育て審議会  
令和2年2月26日

【募集期間】令和2年1月15日～2月14日 【意見件数】8件（3人）

資料2

No.	提出者	提出方法	ご意見（市報、市HP掲載予定内容）	分類	検討結果（回答案）
1	A氏	HPからのお問い合わせ	結婚する方、多出産される方がものすごく少ないので、市でも積極的に婚活の取組。出産への費用負担金も国からの42万だけでは到底足りない現実ですので、所得に応じて、または3人目からなど規定を設けて市から多少補助をしていただくか出産祝い金などの検討をお願いしたいです。	1 出産費用の助成	日本の少子化の進行はご指摘のとおりであり、国では子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しています。当市においても国・都の動向を踏まえ、児童手当の給付、子どもの医療費の減免等の施策を行っています。子育て支援に関する助成制度については、西東京市の財政状況や他行政サービスの実施状況を踏まえ、適正な実施に努めます。
2	B氏	HPからのお問い合わせ	子どもを中心とした計画にはなりますが、子どもを育てる保護者にもぜひ目を向けてほしいと考えています。当然最優先は子どもに対する施策ですが、子どもを育てる保護者への支援も強調いただくことで、結果として、より豊かな西東京市での子育てを実現できると考えます。具体的には、一時保育の拡充、障害児の保護者のみでなくレスパイトの活用、PTAの見直し、など、保護者目線での育児負担の軽減もぜひ取り組んでいただきたいです。	2 保護者支援の充実 3 一時保育の充実	子育て・子育てワイワイプランの基本理念の一つに「すべての子どもと親への支援」があります。また、4つの基本理念を受けて基本方針を定めていますが、その中でも子育て家庭の支援として親支援を明確に記載しています。一時保育については、次期子ども・子育て支援事業計画の中で適切に需要を見込んでおり、提供体制の確保に努めていきます。また、24時間体制での予約システムの運用もはじめており、利用しやすい環境整備に努めています。レスパイト利用については、すでに育児疲れのリフレッシュなどでの理由で利用可能となっており、今後も継続していきます。
3	C氏	メール	私からは「子どもの生活の場である学童の充実」を求めます。 1. 学童について ・量の見込みと確保の内容の乖離 P60、令和6年で学童の量の見込みは2,530人、確保の内容は2,690人と乖離があります。その他の事業と合わせて総数での確保を見込むのかもしれませんが、その他の事業は定員割れ、学童は定員超過となるだけです。 学童は子供の生活の場、放課後子供教室は単発的な習い事の間です。単発的な習い事の間を学童の代わりにするのではなく、子供の生活の場である学童の定員を確保してください。 また、都型学童という大規模な補助金を受けられる制度もあります。入所定員については市内にも基準を満たしている学童はありません。開所時間については市条例の改正が必要だと聞いておりますが、ぜひ条例も改正して、より良い学童を実現してください。	4 学童クラブの充実	学童クラブの利用定員については、次期子ども・子育て支援事業計画において放課後児童健全育成事業として、適切に需要を見込んでおり、提供体制の確保に努めていきます。ご指摘いただいているとおり、学童クラブだけではなく、その他の事業との連携により放課後の子どもの居場所づくりを進めていきます。

No.	提出者	提出方法	ご意見（市報、市HP掲載予定内容）	分類	検討結果（回答案）
4	C氏	メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法の順守 平成24年の児童福祉法改正により、学童の対象年齢は「小学校に就学している」となっています。児童福祉法を順守し、6年生まで学童に入所できるような予算措置を求めます。</li> </ul>	4 学童クラブの充実	<p>学童クラブについて、当市では小学4年生までを対象としています。利用を希望される方は多いですが、第一次申請で申込みのあった方については、全員受入れをしています。また、学童クラブは、学年が上がるにつれて放課後を過ごす場所の選択肢が広がり、退所率が上がるという特徴があります。そのため、小学1～4年生を優先に考え、5・6年生については障害のあるお子さんのみの受入れとしています。</p> <p>小学5・6年生の入所に関する予算措置については、市の財政状況や他行政サービスの実施状況を踏まえ検討していきます。</p>
5	C氏	メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学童指導員の待遇改善 とても良い学童指導員がいましたが、年度途中でやめてしまい、子供が不安定になっています。退職の理由は学童指導員の給料では食べていけないからです。子供の心身を安定させるために学童指導員の待遇改善を求めます。</li> </ul>	5 学童指導員の処遇改善	<p>学童クラブの運営に関する貴重なご意見として参考にします。</p>
6-1	C氏	メール	<p>「協働の名の下に母親に無償労働が強制されないこと」を求めます。</p> <p>2. 青少年育成会について 文中に青少年育成会との文言がありましたが、同団体などを含め、母親に無償労働をさせる仕組みこそが、子育てのしづらさの象徴であるということを述べます。 育成会は、母親に仕事を押し付けてきます。このような状況が子育てをしにくい環境を作っていると認識してください。 具体的を書くとして平成30年度の育成会からの手紙には「各クラス保護者会において2名ずつ係を募集します。」と書いてあります。 ・各クラス2名と割り当てがあります。育成会は、労働を強制する根拠となる条例、法律をもちません。</p>	6 青少年育成会の見直し	<p>子育て・子育てワイワイプランの基本理念の一つに「男女共同の子育て」があります。また、4つの基本理念を受けて基本方針を定めていますが、その中でも、男女が協力して子育てをしていけるように記載しています。</p> <p>青少年育成会は任意の団体として、通学路の合同パトロールや子ども110番ピーポくんの家など、地域の子育て支援に寄与する取組を行っていただいています。</p> <p>子どもの育ちや子育ては、保護者のみでなく地域の協力がが必要です。地域の人たちとの触れ合いが子どもの健やかな育ちに寄与し、また、安心して子育てをすることができる環境につながると考えます。</p>

No.	提出者	提出方法	ご意見（市報、市HP掲載予定内容）	分類	検討結果（回答案）
6-2	C氏	メール	<p>・保護者会は、担任の方針と保護者の要望をすり合わせる重要な場です。根拠もないただ働きについて話し合う場ではありません。根拠もないただ働きについての話し合いが嫌で保護者会に出ない人もいます。学校教育を阻害しています。</p> <p>また、上述で母親と書きました。育成会の手紙には母親とは書いてありませんが、実際に担当するのは母親です。このように直接に差別的な条件や待遇差は設けていないが、結果的に格差がつくような状況を間接差別といいます。昔問題になったお茶くみを想像していただければわかりやすいと思います。無償労働は母親にさせればよい、母親は子供のために犠牲になるものだ、ということが、現在の子育てのしづらさの原因ですし、また、これを次世代に受け継いではいけません。</p> <p>それでは、男性も共同参画すれば良い、という意見もあるかもしれませんが、違います。育成会が根拠もないのに仕事を押し付けるのがそもそもの間違いです。このような文書を校内で配布しないように求めます。このような状況であれば、育成会などない方がよいです。助成金を与えているようですが、この点についても見直しを求めます。</p> <p>以上</p>	7 青少年育成会への補助金の見直し	同上